

## 千葉市教育委員会試験結果等の即時提供に係る要綱

### 1 趣旨

この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第2項に基づき、口頭による試験結果等の提供の申出に対して個人情報を提供（以下「即時提供」という。）するに当たっての取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 提供する試験結果等

即時提供の対象となる試験結果等のかかる試験等の名称並びに提供する内容、即時提供の期間の起算点及び提供を行う場所は別表に定めるところによる。

### 3 提供の期間

即時提供を受け付ける期間は、別表の「即時提供の期間の起算点」に定めた日から起算して1か月とする。

### 4 即時提供の方法

#### (1) 即時提供の対象者

即時提供の申し出を行うことができる者は別表に定めた試験等の受験者本人、その法定代理人（当該受験者の同意を得た者に限る。）又は任意代理人（以下「受験者等」という。）とする。

#### (2) 受験者等であることの確認

ア 受験者等であることの確認は、千葉市個人情報保護事務取扱要綱第6の2（3）に準じて行う。

なお、受験者本人が申出を行う場合においては、上記に限らず申し出た者と当該受験者の顔写真を照合し得る受験票等の提示による確認を行うことで足りる。

イ 受験者の同意を得た法定代理人における当該同意の有無の確認は、委任状による確認その他適切な方法により行う。

#### (3) 即時提供の実施

受験者等から即時提供の申し出があった場合は上記（2）のとおり確認をした上で、その場で直ちにその受験者に係る試験結果等を提供するものとする。

### 5 即時提供に関する周知

即時提供を実施するにあたり、別表の内容については受験要領に記載する他、市ホームページに掲載する等、必要な周知を行うものとする。

### 附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

## 別表

試験等の名称	提供する内容	即時提供期間の起算点	提供を行うことができる場所
千葉県立稲毛国際中等教育学校入学者選抜	適性検査の総合得点及び各適性検査別得点	入学許可候補者発表日の翌日	千葉県立稲毛国際中等教育学校
千葉県立稲毛国際中等教育学校入学者選抜	報告書	繰上げ入学許可候補者決定期限の翌日	千葉県立稲毛国際中等教育学校
千葉県公立高等学校入学者選抜（千葉県立高等学校に限る）	学力検査の総合得点及びその教科別得点	入学許可候補者発表日の翌日	受検した千葉県立高等学校
千葉県公立高等学校入学者選抜（千葉県立高等学校に限る）	調査書	入学許可候補者発表日の翌日	受検した千葉県立高等学校
千葉県立特別支援学校高等部入学者選考	作業能力検査の総合得点、学力検査の総合得点及びその教科別得点並びに運動能力検査の総合得点	入学許可候補者発表日の翌日	受検した千葉県立特別支援学校
千葉県立特別支援学校高等部入学者選考	調査書	入学許可候補者発表日の翌日	受検した千葉県立特別支援学校
公立学校栄養教諭採用候補者選考	選考の成績の総合評価による区分	合格発表日	教育総務部教育職員課
千葉県立学校校長・教頭候補者選考（高等学校を除く）	所属長意見書 選考の成績の総合評価による区分	合格発表日	教育総務部教育職員課
千葉県立学校主幹教諭候補者選考（高等学校を除く）	所属長意見書 選考の成績の総合評価による区分	合格発表日	教育総務部教育職員課